

コンクリート製品工場指定基準の運用について

工場指定基準に定める、コンクリート製品工場の指定基準については下記により運用する。

1 指定基準第3条（品質）について

- (1) コンクリート製品は、社内規格に定められた頻度によって日常管理試験をおこなうと共に、受注生産品については、受注の都度、また作り置き製品については、6ヶ月以内に定められた試験項目について試験を実施しなければならない。

2 指定基準第4条（工場）について

(1) 製造設備について

工場は、製造設備の申請について少なくとも、次の事項を記載していなければならない。

- 1) 製造フロー（製品別）
- 2) 材料貯蔵設備（セメントサイロ・骨材ヤードの個数及び容量、面積）
- 3) 計量装置（方式）
- 4) 練混ぜ設備（ミキサー形式、容量、能力）
- 5) 運搬方式
- 6) 締固め方式（製品別）
- 7) 養生方式
- 8) 鉄筋加工、組立てヤードの面積
- 9) 型枠組立て、配筋ヤードの面積
- 10) 打ち込みヤードの面積
- 11) 製品のストックヤードの面積
- 12) 製品別型枠保有数量
- 13) 公害防止対策設備
- 14) その他

(2) 品質管理責任者について

工場は、品質管理責任者を置かなければならない。

(3) 試験設備について

工場は、次の試験設備を有していなければならない。

- 1) 試験室 必要な試験設備が配置可能でかつ品質管理試験が実施できる面積（床面積 20㎡程度以上が望ましい。）
- 2) 骨材のふるい分け試験設備〔ふるい、計量器（感量0.1g）、乾燥機（70℃程度以上）〕
- 3) 骨材の密度・吸水率試験機器
- 4) 細骨材の表面水率試験機器
- 5) スランプ測定器
- 6) 空気量測定器（A E剤使用の場合）
- 7) コンクリートの塩化物量測定器
- 8) 圧縮強度試験用供試体作製モールド
- 9) 供試体養生水槽（必要に応じて設置する）
- 10) 供試体コア抜き取り装置（ブロック生産工場に適用する）
- 11) 圧縮強度試験機
- 12) 曲げ強度試験機
- 13) 計量器
- 14) その他

(4) 申請製品の試験表及び結果について

工場は、事前協議後において「コンクリート製品規格基準」にある品質を確保するため、「コンクリート標準示方書（コンクリート製品）」、「社内規格」に記された頻度で、品質管理試験を約1年間程度実施し、その結果を申請時に提出しなければならない。

1) 材料

骨材	密度・吸水率試験	(1回以上/月)
	粒度試験	(1回以上/月)
	微粒分量	(1回以上/月)
	安定性試験	(1回以上/年)
	すりへり減量〔粗骨材に碎石使用の場合〕	(1回以上/月)
	単位容積質量	(1回以上/月)
	アルカリシリカ反応性〔化学法またはモルタルバー法〕	(1回以上/年)
	表面水率	(1回以上/日)
	鉄筋の品質証明書	(1回以上/月)

コンクリート

	空気量測定（A E 剤使用の場合）	(1回以上/日)
	スランプ試験	(1回以上/日)
	塩化物量測定	(1回以上/月)
	圧縮強度試験（3本/回）	(1回以上/日)

2) 型枠

	形状、寸法の計測	(1回以上/月)
--	----------	----------

3) 製品

	曲げ試験	(1回以上/月)
	形状、寸法、配筋の計測	(1回以上/月)

(5) 品質管理基準について

1) 材料については、上記に記された頻度で行われた試験結果が、すべて「コンクリート標準示方書（コンクリート製品）」、「コンクリート規格基準」及び「社内規格」の規格基準に適合しなければならない。

2) 空気量（A E 剤使用の場合）、スランプ、圧縮強度については、ヒストグラムを作成し、標準偏差を求め、品質管理に役立てていること。

3) 日常管理（圧縮強度試験）の中から求めた標準偏差 σ_k が、次の条件を満足すること。

$$3\sigma_k \leq (\text{配合強度} - \text{呼び強度})$$

（日常管理データ数は、30回程度が望ましい。）

(6) 社内規格について

工場は、少なくとも以下の内容を社内規格に定め、その定めによって、管理されなければならない。

- 1) 総則
- 2) 製品規格規定
- 3) 原材料管理規定
- 4) 作業標準規定
- 5) 品質管理規定
- 6) 試験管理規定
- 7) 設備管理規定
- 8) 出荷規定
- 9) 安全管理規定
- 10) その他

注) 規格の名称は、工場ごとの名称でよい。

3 指定基準第6条（指定）について

(1) 指定申請（新規）については、別図1のとおりとする。

4 指定基準第7条（変更）について

- (1) 変更申請・変更報告区分については、別表1のとおりとする。
(2) 試験及び製造設備の改築に伴う変更申請については、別図2のとおりとする。

付 則

この運用は、平成26年 9月 1日から適用する。
この運用は、令和 3年 4月 1日から適用する。